

川西町における人事行政の運営等の状況（令和7年度）

町職員の任用、給与、服務や勤務条件など人事行政の運営状況についてお知らせします。

1 任免及び職員数に関する状況

（１） 任免の状況

採用（令和7年4月1日付）

職種別採用状況	
行政職	4人
計	4人

採用職員の 配 属 状 況	
町長	3人
教育長	1人
計	4人

退職（令和6年度中）

職種別退職状況	
行政職	5人
技労職	1人
計	6人

事由別の退職状況	
定年	0人
勸奨	3人
自己都合等	0人
他団体異動	3人

（２） 部門別職員数（令和7年4月1日現在）

部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		R 7	R 6		
一般行政部門	議 会	2	2		
	総 務	55	59	▲4	事務事業見直しによる減員
	税 務	12	12		
	労 働	4	4		
	農 林	17	19	▲2	事務事業見直しによる減員
	商 工	4	4		
	土 木	7	7		
	民 生	20	20		
	衛 生	10	10		
	小 計	131	137	▲6	
部門行政別	教 育	38	40	▲2	事務事業見直しによる減員
	小 計	38	40	▲2	
会計その他部門	水 道	5	5		
	下水道	3	3		
	その他	15	12	3	事務事業見直しによる増員
	小 計	23	20	3	
合 計		192	197	▲5	

（３） 級別職員数の状況（令和7年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	技能労 務職等	合計
代表的な職務	主事補 主事	主事	主任	係長	課長補佐	課長		
令和7年度	30人 (17.2%)	28人 (16.1%)	24人 (13.8%)	35人 (20.1%)	44人 (25.3%)	13人 (7.5%)	18	192人
令和6年度	32人 (18.0%)	29人 (16.2%)	26人 (14.6%)	39人 (22.0%)	37人 (20.8%)	15人 (8.4%)	19	197人

（注） 1 川西町一般職の職員の給与に関する条例及び同条例の施行に関する規則に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 （ ）の構成比率は、一般行政職（1～6級）のみの比率です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（令和7年度一般会計決算）

住民基本台帳 人口 (R7年度末)	歳出額④	実質収支	人件費⑤	人件費率 (⑤/④)	令和6年度の 人件費率 (参考)
12,902人	149億8,264万円	4億3,489万円	17億2,055万円	11.5%	13.6%

(注) 人件費には、特別職（常勤・非常勤）に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（各年度の一般会計決算）

区分	職員数	給与費（単位：万円）				一人あたりの 給与費（年額）
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	給与費計	
7年度	182人	7億2,007万円	5,812万円	2億9,362万円	10億7,181万円	588万円
6年度	188人	7億2,262万円	6,015万円	2億9,393万円	10億7,670万円	572万円

(注) 1 職員手当には時間外勤務手当、退職手当及び児童手当を含みません。

2 本表における職員数は、一般会計に計上された職員数です。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢（各年4月1日現在）

区分	令和7年度		令和6年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	325,700	42歳6月	312,400	42歳3月
技能労務職	374,400	54歳3月	369,500	53歳5月

(注) 本表の数値は、一般会計に計上された各職種の平均です。

(4) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		初任給	
		川西町	国家公務員
一般行政職	大学卒	220,000円	220,000円
	高校卒	188,000円	188,000円
技能労務職	高校卒	166,700円	—

(注) 職員の初任給は、職種、学歴、経験年数に基づき決定されます。

(5) 特別職の給与・議員の報酬の状況（令和7年12月1日現在）

区分		給料月額等		期末手当		
		令和7年度	条例	6月期	12月期	計
給料	町長	840,000円	840,000円	1.725月分	1.775月分	3.5月分
	副町長	670,000円	670,000円			
	教育長	585,000円	585,000円			
報酬	議長	350,000円	350,000円	1.725月分	1.775月分	3.5月分
	副議長	290,000円	290,000円			
	議員	275,000円	275,000円			

(6) 職員の主な手当の状況

① 期末・勤勉手当（令和7年4月1日現在）

区分		6 月期	1 2 月期	合 計		役職等による 加算措置
				令和7年度	前年度 (参考)	
川西町	期 末	1. 25 月分	1. 275 月分	2. 525 月分	2. 45 月分	有 (加算率 5～15%)
	勤 勉	1. 05 月分	1. 075 月分	2. 125 月分	2. 05 月分	有 (加算率 5～15%)
国	期 末	1. 25 月分	1. 275 月分	2. 525 月分	2. 45 月分	有
	勤 勉	1. 05 月分	1. 075 月分	2. 125 月分	2. 05 月分	(加算率 5～15%)

② 退職手当

区分	支給率				その他の 加算措置	一人当たりの 平均支給額
	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 30 年	最高 限度額		
自 己 都 合	19. 6695 月分	28. 0395 月分	39. 7575 月分	47. 709 月分	有	2, 064 万円
勸奨・定年	24. 586875 月分	33. 27075 月分	47. 709 月分	47. 709 月分		

(注) 一人当たりの平均支給額は、令和6年度に退職した全職員分の平均額です。

③ 特殊勤務手当（令和7年度決算より）

区分		全職種		
支給実績		0 円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合		0 %		
手当の種類		3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
防 疫 作 業 手 当	一 般 行 政 職	感染症の予防業務	日 額 290 円	
		家畜伝染病の防疫等の業務に従事	日 額 290 円	
		感染した家畜の焼却や消毒業務に従事	日 額 380 円	
用地交渉業務手当		用地取得等の交渉業務	日 額 1, 000 円	
災害応急作業等手当		巡回監視に従事	日 額 710 円	
		応急作業等に従事	日 額 1, 080 円	

④ 時間外勤務手当（一般会計実績）

区 分	令和7年度	令和6年度（参考）
総 支 給 額	41, 202 千円	38, 480 千円
一人当たりの 平均支給年額	244 千円	226 千円

(注) 支給額には、選挙事務に関する時間外勤務手当は含みません。

⑤ その他の手当（一般会計実績）

区 分	内容及び 支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績（令和 7 年 度一般会計決算）
扶養手当	配 偶 者 3,000 円、子 11,500 円、一般の扶養親 族 6,500 円など	同		15,333 千円
住居手当	借家：限度額 28,000 円	同		9,075 千円
通勤手当	交通機関利用： 限度額 55,000 円 交通用具利用： 限度額 35,000 円	異	交通用具利用に係る 手当について、通勤 距離区分を国より細 分化しています。	13,785 千円

⑥ ラスパイレス指数

H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
98.6	98.3	98.5	97.8	97.0	97.5	97.3	97.9	98.0

（注） ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

（１）勤務時間の状況

1 週間の 勤務時間	勤務時間の割り振り					閉庁日
	始業時間	終業時間	休憩時間	休憩時間	週休日	
3 8 時間 4 5 分	8 : 30	17 : 15	—	12 : 00 ～13 : 00	土曜日 及び 日曜日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律 に規定する休日 ・ 12 月 29 日～翌年 1 月 3 日までの間

（２）年次有給休暇の取得状況（令和 7 年）

総付与日数	総取得日数（A）	対象職員（B）	平均取得日数（A/B）
5,661 日	2,261 日	169 人	13.4 日

（３）病気休暇、育児休業等の取得状況（令和 7 年度）

区分	病気休暇	介護休暇	育児休業
令和 7 年度中に新規取得又は 前年度より継続中の職員数	12 人	0 人	10 人

（注） 病気休暇の取得人数は、30 日以上休暇した職員の数値です。

4 職員の分限及び懲戒処分状況（令和 7 年度）

分限処分：公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。分限には、「免職」「休職」「降任」「降給」の 4 種類があります。

懲戒処分：公務員としてふさわしくない非行があった場合に、公務員関係の秩序を維持するために職員の道義的責任を追及して行う処分です。懲戒処分には、「免職」「停職」「減給」「戒告」の 4 種類があります。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	1 人	5 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	3 人

5 職員の服務の状況について

地方公務員法において、「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定されています。また、法令及び上司の職務命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止など、様々な義務や制限が課せられています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況について

職員の研修に関しては、年度ごとの研修計画により実施しているところであり、令和2年度の主な研修内容は次のとおりです。

(1) 研修の種類

① 階層別研修

階層別研修は、その職階で必要な知識・スキル・マインドの習得のために実施する研修。

- ア 新規採用職員研修
- イ 初級職員研修
- ウ 中級職員研修
- エ 上級職員研修
- オ 上、中級職員研修
- カ 係長級研修
- キ 課長補佐級研修
- ク 課長級研修
- ケ 各階層スキルアップ研修

② 専門研修

専門研修は、次の職階に昇格するために必要な知識・スキル・マインドの習得のために実施する研修。

- ア 主事級（5年目まで）時の専門研修
- イ 主事級（6年目以降）から係長級時の専門研修
- ウ 係長級（5年目以降）から課長補佐級時の専門研修
- エ その他専門研修

③ 行政課題研修

行政課題研修は、「第6次川西町総合計画」の基本目標「わたしもあなたも満たされるまち」の実現のため、職種や職位に係わらず町政を担う全ての職員に対し、少子高齢化や人口減少、地域経済構造の変化等の日々変化する行政課題を認識させ、知識の習得と意識の統一を図ることで、職員自らが諸問題解決のために行う創意工夫の行動を促すために実施する研修。

④ 働きやすい職場づくり研修

心身ともに健康で働きやすい職場づくりと、個々が高いパフォーマンスを発揮できる環境づくりのための研修

⑤ 自主研修

自主研修は、職員の自己啓発の促進を援助し、向上への意欲を養い、意欲あふれた組織風土の醸成を図るために実施する研修。

(2) 勤務成績の評定

職員の勤務の実績や職務に関する能力、態度等を公平かつ統一的に把握し、合理的な人事管理と職員の能力開発、育成、活用を図ることを目的として、昇給の時期にあわせ、年1回勤務成績の評定を行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の実施状況

健康診断の内容	対象者
基本健診（共済総合健診項目）	全職員
V D T検査	全職員
胃がん検診	40歳以上及び30歳から39歳までの希望者
大腸がん検診	40歳以上
肺がん検診	喫煙指数600以上の希望者

前立腺がん検診	50歳以上の希望者
乳がん検診	30歳以上の希望者
子宮がん検診	20歳以上の希望者
肝炎ウイルス検査	満35歳の希望者及び36歳以上の未受診の希望者

(注) 健康診断は、山形県市町村職員共済組合及び(財)山形県結核成人病予防協会に委託して実施しています。

(2) 公務災害補償の状況

公務上又は通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。令和6年度の補償件数は次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	2件	0件
通勤災害	0件	0件

(3) 職員の福利厚生

職員または被扶養者の病気、負傷、災害、障害もしくは死亡等に関して適切な給付を行うため、相互救済を目的とする共済制度があります。本町職員に対して適用される共済制度は、山形県市町村職員共済組合が運用、実施しています。また、共済組合の事業をより充実、補完するために設けられた「山形県市町村職員互助会」に加入し、福利厚生の充実を図っています。

8 山形県人事委員会からの公平委員会の委託事務に係る業務の状況の報告

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和7年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

なお、令和7年度は措置の要求はありませんでした。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和7年度処理状況）

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認められた場合は、処分の取り消し、修正の裁決を行い、また必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって受けた不当な取り扱いを是正するための指示を行うものです。

なお、令和7年度は不服申立てはありませんでした。

お問い合わせ

〒999-0193 山形県東置賜郡川西町大字上小松977番地1
川西町総務課 総務係 電話 0238(42)6610